令和７年度進行管理　戦略点検シート

◎基本政策　　２　健康で安心な生活基盤の整備

主要課題	No.　25	生活困窮者の自立支援

●４年後の目指す姿･計画期間の方向性●

主要課題の戦略シートで設定している「4年後の目指す姿」と「計画期間の方向性」を転記しています。

４年後の目指す姿	生活困窮者が、個々の状況に応じた効果的な支援を受け、社会的・経済的に自立した生活を送っている。
計画期間の方向性	○個々の状況に応じた包括的・継続的な支援 　生活困窮者やひとり親家庭の親が、社会的・経済的に自立できるよう、本人の状況に応じた、包括的・継続的な支援を行います。

事業費（令和６年度）　上段：実績　下段：当初予算

1　どのような事業で何をしたか（実績）

戦略シートの課題の解決手段として紐づけた計画事業について、「何をしたか」「何がどうなったか」を記しています。

事業番号	事業名称	所管課	事業の持つ役割	事業費（千円）
100	**生活困窮者自立相談支援事業**	生活福祉課	生活困窮者の自立を促進する。	38,286千円 (39,949千円)

主な取組実績	単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
① 住居確保給付金支援事業	件	64	21	19			
② 自立相談支援事業	件	393	295	278			
③ 家計相談支援事業	件	38	29	18			

R5(2023)　新型コロナウイルス感染症の５類移行の影響により実績は減少していますが、令和５年度の各件数はコロナ禍以前を上回っています。

事業番号	事業名称	所管課	事業の持つ役割	事業費（千円）
101	**母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業**	生活福祉課	ひとり親家庭の父母の社会的・経済的自立を図る。	16,489千円 (18,024千円)

主な取組実績	単位	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)
① 高等職業訓練促進給付金事業の支給件数	件	6	8	13			
② 自立支援教育訓練給付金事業の支給件数	件	0	1	1			
③ 自立支援教育訓練給付金事業の指定件数	件	0	2	3			

R6(2024)　高等職業訓練促進給付金の対象資格を拡大するなど、制度が利用しやすくなったため支給件数が増加しています。

●特記事項（実績の補足）

2　社会ではどのような動きがあったか（社会環境等の変化）

人口の増減や、国や都の動きなど、主要課題の背景に関して「何があったか」「今後予想される」等の社会の変化を捉えています。

チェック	チェック項目
有	主要課題に関連する法改正があった（今後、法改正がある）
無	主要課題に影響を及ぼす変化等があった（今後、変化等の可能性がある）

　コロナ禍を機に顕在化した生活困窮や単身高齢者等への居住確保の課題への対応として、令和７年４月の生活困窮者自立支援法が一部改正されました。住居確保給付金の対象者が拡大されるとともに、これまでの家賃補助に加え、家計改善のため住居確保をする場合に限り、新たに転宅費用補助の支給が可能になりました。
　また、母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業については、国による見直しが行われ、対象者の所得要件の緩和や対象資格の拡大等に変更がありました。

3　成果や課題は何か（点検･分析）

1と２に基づき、計画期間の方向性ごとに「課題解決にどのような成果があったか」「成果が出ない要因は何か」「新たな課題が生じてないか」などを点検･分析します。

○個々の状況に応じた包括的・継続的な支援

母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業については、チラシ配布やホームページ掲載など周知を行っています。また、資格取得に向けての相談、資格取得中の家庭相談、資格取得後の就労相談では、必要に応じて関係機関と連携を図りながら継続的支援を行っています。

複合的な課題を抱える生活困窮者の中には社会や他者への不安が高い方も多く、中長期的に寄り添っていく必要があります。状況に応じて自立相談支援機関以外の他機関や他制度の支援者との連携・協働によって「伴走型支援」の体制を整備しています。また、社会状況に応じて生活困窮者に向けた情報発信の強化も必要です。

●生活保護受給者の推移（保護率）

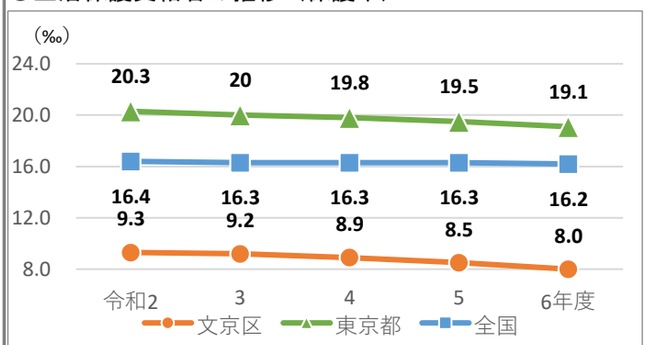

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉

●生活保護及び生活困窮に関わる相談件数の推移

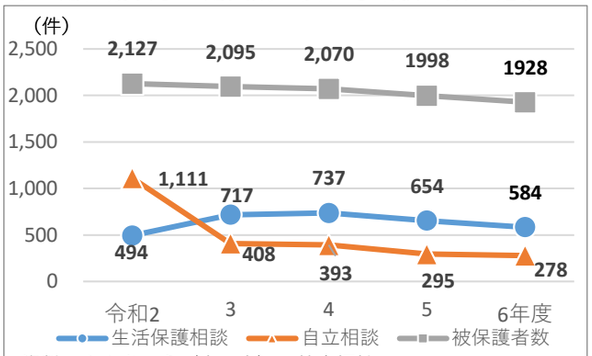

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉

【ＳＤＧｓの視点】

1 貧困をなくそう	生活困窮者個々の状況に応じ、適切な制度利用や支援につなげられるよう、効果的な相談支援を実施するとともに、就職に有利な資格取得を目指した事業等を行っています。
2 飢餓をゼロに	住居確保給付金の受給世帯に18歳以下の子どもがいる場合には、子ども宅食プロジェクトが利用できるように周知をしています。
3 すべての人に健康と福祉を	現に経済的に困窮している方のみではなく、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者も含めて、生活困窮者自立相談支援事業の対象として相談支援事業を実施しています。
17 パートナーシップで目標を達成しよう	多様で複雑な課題を有する世帯への対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う支援会議を設置しています。

4　今後どのように進めていくか（展開）

３を踏まえ、「何の対応が必要か」「何をどのようにしていくか」など、今後の戦略としての進め方を記しています。

生活困窮者自立支援制度が区民にとってより身近な仕組みとなるよう、法改正の内容を含め制度の広報や効果的な情報発信をしていきます。また、重層的支援体制整備事業との連携を強化し、顕在化しにくい層を含めて、支援を必要とする人が窓口につながりやすくするようにします。また、必要に応じてアウトリーチ支援を行い、本人の尊厳を確保しつつ、その気持ちに寄り添いながら伴走型の支援を行っていきます。